

# 答 申

## 今後の水道事業経営について

- ・ 新たな基本計画
- ・ 次期中期経営計画
- ・ その他（上記に附随して必要となる事項）

平成28年10月21日

いわき市水道事業経営審議会

平成28年10月21日

いわき市長 清水 敏男 様

いわき市水道事業経営審議会  
会長 初瀬 富士美

今後の水道事業経営について（答申）

本審議会は、平成26年11月に、今後の水道事業経営について諮問を受け、その後12回にわたり会議を開催して審議を続けてきた。

そのあらまは、以下のとおりである。

平成29年度からの新たな水道事業経営プランについては、その前提となる水道施設の再構築や更新等の事業計画の検証をした上で、同プランの骨子について議論を進め、その内容が妥当であると判断する。さらに、同プランの形式は、現行の経営プランの基本的体裁をほぼ踏襲し、長期（10年間）の基本計画と中期（5年間）の経営計画の二段階構成とすることを確認した。

また、次期中期経営計画の計画期間である平成29年度からの5年間については、現行の水道料金水準を維持したまま財源を確保し、予定する取組を実施することが可能であると判断する。

なお、水道料金制度全体のあり方については、段階を踏んで長期的に見直しをしていくことが重要であることから、今後設置される本審議会において、引き続き検討していく必要があることを確認した。

内容の詳細は、次頁以降に示すとおりである。

## 目 次

はじめに .....	1
1 本市水道事業の現状について .....	2
(1) 水道事業経営プランに基づく取組の実施	
(2) 計画期間に係る財政収支見通し	
2 新たな「水道事業経営プラン」の策定について .....	3
(1) 新たな経営プラン策定のベースとなる主な事業計画	
ア 水道システム再構築計画	
イ 水道施設更新計画	
ウ 水道施設耐震化計画	
エ 水安全計画	
(2) アセットマネジメントの取組	
(3) 新たな経営プランの策定に当たっての考え方	
3 次期中期経営計画の計画期間に係る財政収支見通しについて...	6
4 水道料金制度について .....	7
(1) 水道料金体系	
(2) 次期中期経営計画の計画期間の水道料金	
資料編 .....	9
○ 諮問（写）	
○ 新たな経営プランの骨子	
○ 次期中期経営計画の計画期間に係る財政収支見通し	
○ 用語解説	
第15次いわき市水道事業経営審議会審議日程及び内容	
第15次いわき市水道事業経営審議会委員	

## はじめに

平成23年3月の東日本大震災から5年半が経過した。

水道局では、ライフラインの一つである本市の水道施設が震災により甚大な被害を受けたことから、早期の復旧に努めてきた。また、復興事業（災害公営住宅整備事業や震災復興土地区画整理事業等）にあわせて行ってきた水道施設整備の取組は、まもなく終了する見通しとなっている。この震災からは、日ごろの備えの大切さ、災害の経験を盛り込んだマニュアル改善の必要性など、多くを学んだ。これらを踏まえ、災害に強い水道システムの構築を目指しているが、水道事業は市民生活を支える不断の事業であり、健全な姿で次世代に引き継いでいかなければならない。

こうした中であって、本市の平成27年度末の給水人口は、震災や原発事故に伴う避難者の流入人口が2万数千人となっていることなどから、震災前よりも多い約33万8千人となっている。わが国の総人口は長期にわたって減少を続けていくことが確定的とされていることから、この給水人口も、今後は、震災前と同様に減少傾向を示すものと見込まれる。

さらに、契約件数1件当たりの給水量の減少傾向に歯止めがかかっていないことから、今後も、節水意識の浸透や節水型機器の普及は、なお進行していくものと見込まれる。この点を、給水人口の減少傾向に重ね合わせて考えると、水道事業の経営環境は、一段と厳しいものになっていくことが推察される。

また、本市は、給水区域が広大で起伏に富む地勢にあり、市街地も分散していることなどから、他事業者よりも多くの水道施設を抱えている。加えて、これらの施設の多くは、合併に伴う水道事業統合やその後の拡張期に整備したもので、施設の老朽化にも対応していかなければならない。このため、中・長期の視点から、将来を見通した水道システム全体のあり方を描きながら、効率的で効果的な経営を目指していく必要がある。

本審議会は、平成26年11月20日に、市長から「今後の水道事業経営について」として経営の全般について諮問を受け、以後、12回にわたる慎重かつ精力的な審議を行い、上述の状況を踏まえて本答申を取りまとめたことから、この趣旨を十分に尊重し、事業運営に反映されることを切に要望する。

## 1 本市水道事業の現状について

### (1) 水道事業経営プランに基づく取組の実施

水道局では、平成19年度から28年度までの10年間を計画期間とする「基本計画」と、同計画に基づき具体的施策を定めた「中期経営計画」の二つの計画で構成する「いわき市水道事業経営プラン」を策定し、本市水道事業を持続可能な姿で次世代に引き継いでいくため、各種事業に取り組んでいる。

現行の中期経営計画は、第一期（計画期間：平成19～22年度）を引き継いで第二期計画（計画期間：平成23～26年度）として策定したものを、震災後、現行の水道料金体系を維持したままで、災害対策の取組を強化するなどの一部見直しを経て、計画期間を2年間延長（改定計画期間：平成23～28年度）したものである。

この経営プランの計画期間においては、基本計画の基本方針のもと経営目標の実現に向けて事業を実施している中、東日本大震災が発生したことから、一部事業を後年度に繰り延べた上で、震災復旧・復興関連事業を優先して実施することとした。

そうした中であっても、基幹浄水場間で水の相互融通を可能とする連絡管整備事業、老朽施設の更新事業等を着実に実施してきたほか、料金徴収関連業務の包括的委託や組織機構改革により人件費削減等の経営効率化策を実施するなど、財政基盤の改善も図っており、安定給水の確保、経営の健全化等の目標に向けた取組はおおむね順調に進捗しているといえる。

### (2) 計画期間に係る財政収支見通し

経営プランの計画期間に係る財政収支見通しとしては、収入の根幹である給水収益が、平成23年度に震災の影響により大きく落ち込んだものの、その後は、震災や原発事故に伴う避難者の流入等や各種の震災復旧・復興需要等によりほぼ横ばい状態で推移しており、計画期間に係る各種事業を実施するための資金は確保できる見込みとなっている。

なお、今後においては、節水型社会の進展や給水人口の減少などにより、給水収益は減少していくものと見込まれるため、借金である企業債を適切

に管理しながら、これまで整備・拡張してきた水道施設の更新事業や、所要の耐震化事業等の財源を確保していく必要がある。

これらを踏まえて、中・長期の視点から持続性のある経営を推進していかなければならない。

## 2 新たな「水道事業経営プラン」の策定について

水道局では、将来の本市水道事業のあるべき姿を長期の視点から見据えた上で、平成28年度に終期を迎える現行の経営プランに代わって、平成29年度から平成38年度までの10年間にわたる、水道事業運営の指針としての新たな経営プランの策定を予定している。

本審議会は、今後の経営環境が一層厳しい状況となることを見込まれる中にあっても、持続可能な経営を行っていくために、長期の視点による水道施設の再構築や更新の実施、経営基盤のさらなる強化に努めていくことが重要であるとの観点から、計画策定に当たって、次のとおり意見を付すものである。

### (1) 新たな経営プラン策定のベースとなる主な事業計画

水道局では、水道施設の建設改良事業について、「再構築」、「更新」、「耐震化」などの視点から長期の事業計画をそれぞれ策定しているほか、「アセットマネジメント（資産管理。用語解説16頁参照）」の手法を活用して、これらの事業計画を反映させた長期の財政収支見通しも策定している。

新たな経営プランの審議に先立って、当該プランの前提となり、かつ構成要素でもある、水道事業の主な事業計画について、次のとおり、様々な観点から検証及び審議を行った。

#### ア 水道システム再構築計画

本計画は、長期にわたって水需要の減少が予測される中、老朽化が進む現有施設を同じ規模のまま更新していくことは困難であるため、過剰となる施設能力を検証し、非常時には一つの基幹浄水場が停止しても支障がない施設能力を確保しながら、施設の統廃合とダウンサイジングなどを行うことを定めたものである。

これに対し、委員からは、「本市の被災経験上、1浄水場分の予備力の確保は過剰ではないか」、「予備力を持つことに対する費用対効果を具体的に示すべきではないか」、「ダウンサイジングの時期をさらに早めることはできないか」などの意見があったが、本審議会としては、水需要の減少にあわせた施設規模の縮小という方向性は評価できることから、計画内容についてはおおむね妥当であると判断する。

なお、以上の審議経過を踏まえて、今後、水道局が必要と考える予備力のあり方については、その根拠等を明らかにしていくべきことを付言する。

## イ 水道施設更新計画

本計画は、水需要の減少に応じた適正な施設規模、非常時においても効率的な配水運用、災害に強い施設の構築などを目的に、効率的で効果的な更新のあり方や見通しを定めたものである。

計画は、法定の耐用年数にとらわれない「本市独自の更新基準」を設定した上で、経過年数等を踏まえた施設の健全性、給水量の多寡、災害時に優先的に給水する施設までの管路などを総合的に評価し、優先順位を設定して更新を実施するというものであり、本審議会としては、計画内容について妥当であると判断する。

なお、施設を法定耐用年数以上に使用することとなる「本市独自の更新基準」については、更新基準に定める実使用年数に基づき更新しても問題が生じない根拠等を明らかにすべきことを付言する。

また、管路延長の大半を占める口径200mm未満の配水支管等については、実状に応じて修繕、更新等を行うことにより、計画外のものとして適宜対処していくこととしているが、今後、それらの考え方を整理した上で、計画的に更新していく方法などについて検討することを要望する。

## ウ 水道施設耐震化計画

本計画は、震災時において本市水道施設が大きな被害を受けたことから、この被災経験等を踏まえ、強靱な施設を構築し、災害時においても確実な給水の確保を図るために、取水から利用者への給水までを一体の

「水道システム」としてとらえ、その水道システム全体で震災に対応する方策について定めたものである。

震災を経験し、水道水の確保の大切さを痛感したところであり、施設耐震化と応急対策をあわせて、強靱な水道を目指すこととしている計画内容であることから、本審議会としては、妥当であると判断する。

## エ 水安全計画

本計画は、水道水の安全性を高めるほか、安定供給を図るため、食品製造分野の総合的な品質管理システムの考え方（H A C C P :ハサップ。用語解説17頁参照）を導入し、水源から蛇口に至るまで、総合的な水質管理を行うためのものである。

過去の検査結果等による危害の想定、その管理と監視の方法、事故時対応のシステム化など、安全管理を突き詰めた計画であることから、本審議会としては、妥当であると判断する。

### (2) アセットマネジメントの取組

現行の水道料金水準を維持したままで水需要予測による収入を見込み、さらに国の財政支援制度、経済状況等も現行どおりで推移するものとした上で、「本市独自の更新基準」を設定して試算した主な事業計画に基づく取組を反映した長期財政収支見通しでは、将来の更新需要額が40年間で約1,535億円（年平均約38億円）と見込まれている（長期財政収支見通し（40年間）は資料編15頁参照）。

これによると、「本市独自の更新基準」により建設投資を行っていく場合でも、平成51年度からは更新需要額が投資可能額を上回り、資金が不足する見通しとなる。

本審議会としては、今後において、更新需要額と投資可能額の均衡を図るため、アセットマネジメントの精度を高めながら更新事業を調整するとともに、財源確保策を検討していくべきであることを確認した。

また、財源確保に関し、水道料金の値上げや企業債借入の増等の直接的な方策のほか、更新需要額の平準化、低減の観点からは、P F I ・ D B O（業務委託の一形態。用語解説16、17頁をそれぞれ参照）等の新たな官民連携策の導入、浄水場における高度浄水処理技術等の技術革新への対応な

どについて、調査及び研究を行い、適宜、対応していく必要があることを付言する。

### (3) 新たな経営プランの策定に当たっての考え方

新たな経営プランの策定に当たり、前述のとおり、審議を行った上で、水道局から示された新たな経営プラン策定の基本的な考え方に対し、委員からは、「震災後の状況変化への対応」や「お客様視点での経営姿勢を計画の中で強調すること」などの意見があり、これらの意見を反映させた「新たな経営プランの骨子」が取りまとめられた。

本審議会は、当該骨子について妥当であると判断する。なお、具体的な経営プランの詳細については、市において経営プランを決定する際に、審議会の判断を尊重されるよう望むものである。

また、経営プランの形式としては、現行プランの基本的体裁をほぼ踏襲し、長期（10年間）の基本計画と中期（5年間）の経営計画の二段階構成とすることを確認した。

さらに、経営プランの基本理念については、現行の経営プランから引き続いて「未来に引き継ぐいわきの水道」とし、そのもとに次のとおり「安全」、「強靱」、「持続」の3つの方向性が示され、それぞれの方向性には、目標と効果を定め、各種取組を進めることで基本理念を実現するというものになっている（新たな経営プランの骨子は資料編13頁参照）。

- ・安全—安全でおいしい水道水の供給
- ・強靱—最適で災害に強い施設・体制の整備
- ・持続—持続可能な経営基盤の確立

安全でおいしい水道水を安定して供給し、市民生活を支えるライフラインとしての水道システムを、健全な姿で次世代に引き継いでいくため、実効性のある経営プラン（基本計画及び中期経営計画）が策定されることを望むものである。

## 3 次期中期経営計画の計画期間に係る財政収支見通しについて

次期中期経営計画の計画期間（平成29～33年度）に係る財政収支の見通しは、アセットマネジメントの取組として策定済の長期財政収支見通し（40

年間)のうち、平成29年度からの5年分の投資可能額の範囲内において、新たな経営プランの方向性を踏まえた取組を実施していくものとして取りまとめられたものである。

まず、収益的収支のうち、収入は、給水収益が減少傾向にあるものの、現行の水道料金水準のままでも5年間合計が約440億1,000万円と見込まれ、支出は、減価償却費等が増加傾向にあるものの5年間合計が約395億6,000万円と見込まれ、収入から支出を差し引いた5年間の純利益の合計は約44億5,000万円と見込まれている。

また、資本的収支のうち、収入は、企業債残高の縮減を考慮するなど5年間合計が約111億2,000万円と見込まれ、支出は、関連する各種計画の施設整備に係る需要見込みに基づくなど5年間合計が約306億円と見込まれている。

これらにより、5年間の収支不足額は、合計で約194億8,000万円と見込まれ、この収支不足額に補てん財源を充当すると、計画最終年度の平成33年度末においては約35億7,000万円の資金残額を確保できると見込まれている(次期中期経営計画の計画期間に係る財政収支見通し(5年間)は資料編14頁参照)。

以上から、本審議会としては、次期中期経営計画の計画期間(平成29~33年度)においては、大きな社会・経済情勢の変化等の特別の事情がない限り、資金不足に陥ることはないと確認した。

#### 4 水道料金制度について

水道事業運営を支える収入の根幹である水道料金の制度については、適時適切に調査・検討をして、必要があれば見直しをするものとされている。

これを本市の水道料金制度にあてはめてみると、口径別料金制を採用している基本料金と、逦増型料金制を採用している水量料金で構成する「水道料金体系」が適切なものなのかどうか、「水道料金水準」としての料金の単価が現行のままでも、必要な財源を確保できるものになっているのかどうか、となる。

本審議会は、以上の二点について審議を行い、次のとおり確認をし、判断をする。

## (1) 水道料金体系

第11次のいわき市水道事業経営審議会から答申（平成20年度）のあった「水道料金のうち、水量料金における段階制、逦増制の見直し」については、その対応策の検討を重ねてきたが、経済変動や震災等の影響により今日までその結論は持ち越しとなっている。この件に関し、水道局からは、水量料金の最高単価の引き下げなどの方策について説明があった。

これに対し、委員からは、「将来、更新需要が増大すれば料金値上げが想定される。見直しによる減収の影響により、いずれは小口料金の値上げにつながるものが想定される」、「9割を占める固定費について使用者がどう負担するのか」、「業務用・生活用を区分して負担を求める考え方もある」などの意見があった。

以上から、本審議会としては、水道料金体系（水量料金における逦増型料金制のあり方等）だけではなく、水道料金制度全体のあり方について、段階を踏んで長期的に見直しをしていくことが重要であり、今後設置される本審議会において、引き続き検討していく必要があることを確認した。

## (2) 次期中期経営計画の計画期間の水道料金

水道局からは、前述のとおり、次期中期経営計画の計画期間である平成29年度からの5年間については、長期財政収支見通しで見込んだ投資可能額の範囲内において、新たな経営プランに基づく取組を実施していく旨の説明があり、本審議会としても、その間、大きな社会・経済情勢の変化等の特別な事情がない限り、資金不足に陥ることはないことを確認したところである。

以上から、本審議会は、直近の平成27年度決算の状況を確認した上で、平成29年度から平成33年度までの5年間については、現行の水道料金水準を維持したまま財源を確保し、予定する取組を実施することが可能であると判断する。

## 【資料編】

## 目 次

○ 諮問（写） .....	11～12
○ 新たな経営プランの骨子 .....	13
○ 次期中期経営計画の計画期間に係る財政収支見通し.....	14～15
○ 用語解説 .....	16～18
第15次いわき市水道事業経営審議会審議日程及び内容 .....	19
第15次いわき市水道事業経営審議会委員 .....	20

(写)

26水経企第89号

平成26年11月20日

いわき市水道事業経営審議会会長

大川 信 行 様

いわき市長

清 水 敏 男

(公 印 省 略)

今後の水道事業経営について（諮問）

いわき市水道事業経営審議会条例（昭和46年いわき市条例第39号）第2条の規定に基づき、次の事項について貴審議会の意見を求めます。

- 今後の水道事業経営について
  - ・ 新たな基本計画について
  - ・ 次期中期経営計画について
  - ・ その他（上記に附随して必要となる事項）

〔 諮問理由は、次頁 〕

## 【 諮 問 理 由 】

本市水道事業は、市勢の伸展に伴う水需要の増加に対応するため、創設以来、数次にわたり拡張事業を実施してきましたが、水需要は景気の低迷、節水型社会の進行などにより平成7年度から減少に転じ、平成10年からの人口減少も加わり、料金収入の減少に歯止めがかからず、事業経営は厳しい状況にあります。

そのため、水道を健全な姿で次世代に引き継ぐことを目的に、平成18年度には「いわき市水道事業基本計画」を策定し、「経営の健全化」、「安定給水の確保」などの基本方針のもと、施設の更新事業を計画的に進めるとともに、財政基盤の強化に努めてきました。

しかしながら、この間、水道事業を取り巻く環境は大きく変化し、事業創設からこれまで整備拡張してきた水道施設の大量更新の時期を迎える中、全国的にも本格的な人口減少社会の到来が確実なものとなり、給水量、給水収益の大きな減少が見込まれるほか、平成23年3月に発生した東日本大震災を契機にこれまで以上に災害に強い水道システムの構築が求められるなど、今後、経営環境は一層厳しい状況となってきます。持続可能な事業経営を行うためには、長期的な視点から経営基盤の更なる強化に取り組む必要が生じております。

こうした中、現行の基本計画が間もなく最終年度を迎えようとしており、前回の第14次経営審議会からの答申では、今後の水道事業経営に関して、平成29年度からの経営に当たっては、水道施設の再構築をすべきなどのご意見を頂きました。

今後は、先の答申内容を踏まえ、将来の水道事業のあるべき姿をより長期の視点から見据え、向こう10年間の水道事業運営の指針となる新たな基本計画を策定し、併せて基本計画の目標を実現するための事業内容や資金計画などを含めた中期的な経営計画を策定することとしており、市民生活、そして経済活動に欠かせないライフラインである水道事業を将来にわたり持続できるよう運営していきたいと考えております。

つきましては、

- ・ 新たな基本計画について
- ・ 次期中期経営計画について
- ・ その他（上記に附随して必要となる事項）

など、今後の水道事業経営について貴審議会のご意見を賜りたく、諮問いたします。

○ 新たな経営プランの骨子（基本計画に相当）

基本理念 (継続)	基本理念のもとに「方向性」		想定する目標と効果
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">未来に引き継ぐいわきの水道</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">安全でおいしい水を必要なだけ</p>	<p><b>【安全】</b></p> <p>水道水の安全の確保</p>	<p><b>1 安全でおいしい水道水の供給</b></p> <p>・水源から蛇口までの一元的な対策の推進により、安心して飲める水道を目指す。</p>	<p>1.1 水安全対策の着実な実施 → 良好な水質の保持</p> <p>1.2 水質検査の充実 → 適正な水質管理の維持</p> <p>1.3 安心して飲める水道の普及促進</p>
	<p><b>【強靱】</b></p> <p>確実な給水の確保</p>	<p><b>2 最適で災害に強い施設・体制の整備</b></p> <p>・水需要や震災経験を踏まえた水道システムの見直しにより、効率的で災害に強い水道を目指す。</p>	<p>2.1 水需要を踏まえた施設再編 → 施設の最適化、安定化</p> <p>2.2 老朽度にあわせた更新 → 施設の耐震化</p> <p>2.3 危機管理意識の向上 → 非常時対策の強化</p>
	<p><b>【持続】</b></p> <p>供給体制の持続性の確保</p>	<p><b>3 持続可能な経営基盤の確立</b></p> <p>・本格的な人口減少社会にあっても、不断の経営努力により、持続性のある水道を目指す。</p>	<p>3.1 計画的な人材育成 → 専門性の維持とスキルアップ</p> <p>3.2 効率的で効果的な運営 → 財務体質と組織の強化</p> <p>3.3 環境負荷低減 → 社会貢献</p> <p>3.4 効果的な広報活動の実施 → お客さまとのコミュニケーションの推進</p> <p>3.5 連携・協働の推進 → 水道サービスの向上</p>

○ 次期中期経営計画の計画期間に係る財政収支見通し（5年間）

【収益的収支】

上水道＋簡易水道（単位：億円）

区 分	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	合 計
収入合計 a	89.9	89.0	88.1	87.1	86.0	440.1
給水収益	79.4	78.5	77.7	76.9	75.8	388.3
給水加入金	1.0	1.0	1.0	0.9	0.9	4.8
その他	9.5	9.5	9.4	9.3	9.3	47.0
支出合計 b	79.1	79.1	79.2	79.3	78.9	395.6
人件費	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4	52.0
維持管理費 (委託料、修繕費等)	23.7	23.6	23.6	23.5	23.4	117.8
減価償却費	35.3	35.6	35.9	36.3	36.2	179.3
支払利息	6.1	5.9	5.7	5.5	5.3	28.5
その他	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	18.0
純利益 a-b	10.8	9.9	8.9	7.8	7.1	44.5

【資本的収支】

上水道＋簡易水道（単位：億円）

区 分	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	合 計
収入合計 c	20.1	20.8	21.7	22.8	25.8	111.2
企業債	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	55.0
国庫補助金	4.4	4.7	4.8	5.2	6.2	25.3
他会計繰入金	4.7	5.1	5.9	6.6	8.6	30.9
支出合計 d	55.6	60.0	64.5	61.6	64.3	306.0
建設改良費	33.5	38.2	42.5	39.4	41.9	195.5
企業債償還金等	22.1	21.8	22.0	22.2	22.4	110.5
収支不足額 d-c=e	35.5	39.2	42.8	38.8	38.5	194.8
補てん財源 f (純利益、減価償却費等)	64.8	71.7	74.4	72.6	74.2	—
資金残高 f-e	29.3	32.5	31.6	33.8	35.7	—

※ 収益的収支は消費税抜き、資本的収支は消費税込みの金額

【参考：長期財政収支見通し（40年間）】

この表は、平成27年3月に作成した長期財政収支見通し（平成27年度から5年毎の見通し＝40年間）を、次期中期経営計画の計画期間（平成29年度から5年間）にあわせて、平成29年度から5年毎の見通しに編集したものである。

上水道＋簡易水道（単位：億円）

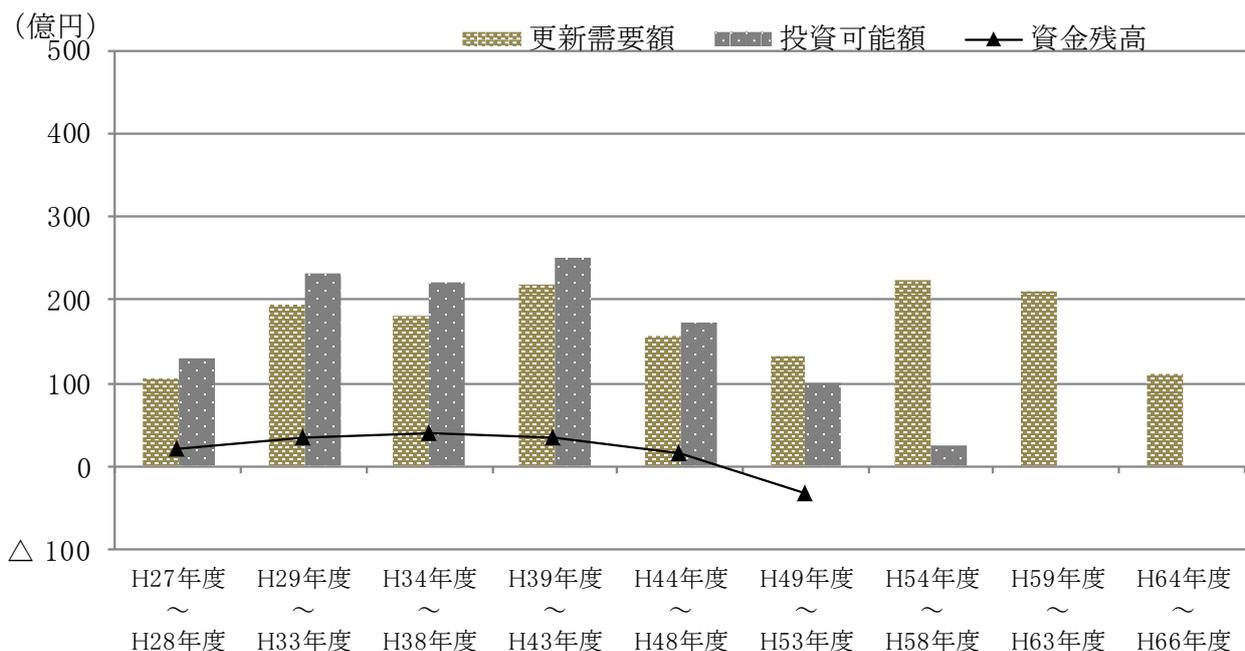
区 分	H27年度	H29年度	H34年度	H39年度	H44年度	H49年度	H54年度	H59年度	H64年度	合 計
	～ H28年度	～ H33年度	～ H38年度	～ H43年度	～ H48年度	～ H53年度	～ H58年度	～ H63年度	～ H66年度	
更新需要額 a	106.1	195.5	180.6	217.1	156.5	132.4	224.1	211.1	111.9	1,535.3
投資可能額 b	128.6	231.2	221.3	251.2	173.4	99.3	25.1	△167.7	△186.5	775.9
資金残額 b-a	22.5	35.7	40.7	34.1	16.9	△33.1	△199.0	△378.8	△298.4	△759.4

※ この見通しは、平成25年度決算に基づき、平成27年3月に試算したもの。

※ 表中の「更新需要額 a」は、水道施設の建設改良に要する費用をいう。

※ 表中の「投資可能額 b」は、更新需要額に充てることができる額をいう。

これは、現行の水道料金水準を維持することを前提とした場合における純利益の見込みや、建設改良のための企業債、他会計負担金、国庫補助金等の見込みを踏まえて算出したもの。



## ○ 用語解説

### ア行

- ・ **アセットマネジメント（資産管理）**：今後必要な施設更新の費用と、施設更新への投資の可能額について将来見通しを算定し、投資の可能額が不足すれば、その財源を確保する様な検討を行い、持続が可能な事業運営を目指すという資産管理の手法をいう。

### カ行

- ・ **基幹浄水場**：浄水施設のうち、主要な施設（平浄水場、上野原浄水場、泉浄水場、山玉浄水場、法田ポンプ場の5施設）をいう。
- ・ **企業債**：地方公営企業が、国等から借り入れる長期の借金。財務省が管理する資金、地方公共団体金融機構が管理する資金などがある。
- ・ **給水区域**：国（厚生労働省）の認可を受けて給水を行うこととした区域。
- ・ **給水収益**：水道水を送り届けることでいただく収入（水道料金の収入）。
- ・ **給水人口**：給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口。
- ・ **給水量**：使用者に水道水を送り届けた（給水した）水の量。
- ・ **更新需要**：更新を必要とする水道施設の量。
- ・ **更新需要額**：更新を必要とする水道施設に係る費用。

### サ行

- ・ **水道システム**：水道施設を取水・導水施設（取水口等）から、浄水施設（浄水場等）を經由し、使用者に送り届けている送・配水施設（配水管等）までについて、施設からその運営までを含め、一体のものとしてとらえて呼称しているもの。

### タ行

- ・ **耐震化**：災害時にも確実な給水の確保ができる様に、浄水施設、管路、配水池及びポンプ場等について、国が定める耐震性能を持たせること。
- ・ **ダウンサイジング**：施設のサイズ（規模、数量、能力等）を縮小すること。
- ・ **投資可能額**：更新需要額に振り向けることができる額（＝あらゆる収入から営業活動の費用や企業債元金償還金を除いた額）。
- ・ **DBO**：業務委託の一形態で、設計（Design）、建設（Build）、管理（Operate）の頭文字で略したもの。施設の新設や大規模改修の際、自治体側が資金を調

達し、施設の設計、建設、運転管理、修繕等の業務を一括して民間事業者に委託するもの。浄水場更新事業における導入例が多く報告されている。

## ハ行

- ・ **配水運用**：使用者に給水するに際し、複数ある配水ルート中から、効率的で効果的なものを選択したり、災害時等に漏水等を最小限に抑えるものを選択したりするなど、調整をしながら水を送り届けること。
- ・ **配水支管**：配水管のうち口径200mm未満のものをいう。
- ・ **包括的委託**：複数の業務を一つの民間事業者に委託することをいう。本市の例として、営業部門（水道料金の検針、徴収、窓口対応等）の委託がある。
- ・ **法定耐用年数**：地方公営企業法が定めた、資産（施設）の価値を一定の年数をかけて減じていくことに用いられる年数（＝実態の使用（耐用）年数ではなく、机上で求める使用（耐用）年数）。
- ・ **本市独自の更新基準**：法定耐用年数とは別に、当該施設が実際に使用できる年数を定めたもの。管路の場合、法定耐用年数が40年であるのに対し、更新基準で定める実際に使用できる年数は、埋設条件や管材材質等により50年、60年及び80年に区分している。
- ・ **H A C C P : ハサップ**：Hazard Analysis and Critical Control Point  
H A C C Pとは、食品の製造工程などで発生するおそれのある汚染などをあらかじめ分析（Hazard Analysis）し、どの工程や段階でどのような対策を講じれば、より安全な製品を得ることができるかという重要管理点（Critical Control Point）を定めて、安全性を確保する衛生管理の手法をいう。
- ・ **P F I**：業務委託の一形態で、民間（Private）、資本（Finance）、主導（Initiative）の頭文字で略したもの。D B Oとほぼ同じ内容であるが、違いは、D B Oは自治体側が資金調達をするのに対し、P F Iは民間事業者自らが資金調達をすること。

## ヤ行

- ・ **予備力**：本市の再構築計画では、水質事故等で基幹の浄水施設1つが全停止した場合でも相互融通が可能となる浄水能力と、これを加味しない場合の浄水能力の差をいう。

## その他

### ・水道料金関係

水道料金制度：本答申では、水道料金の「体系」や「水準」を総称して制度と呼称している。

口径別料金制：水道料金体系のうち、使用する給水管の口径ごとに料金を定めているもの。他には、使用目的で料金を定める用途別料金制等がある。

基本料金：水道料金のうち、使用する水量に関わりなく定額で料金を定めている料金の部分。

水量料金：水道料金のうち、使用する水量により料金を定めている料金の部分。

段階制：水量料金を定めるのに当たり、使用水量を複数に区分すること。本市は、現在、5区分となっている。

逦増制：水量料金を定めるのに当たり、使用水量が増加するほど適用する単価が高くなるもの。

水道料金体系：水道料金を構成する基本料金や水量料金の関係やつくり（料金の内容）。

水道料金水準：水道料金の負担の度合い（料金の程度）。

### ・地方公営企業会計関係

収益的収支：地方公営企業会計は、2本建ての会計となっている。このうち、1年間の営業成績を表す収入と支出をいう。

純利益：収益的収支における儲けをいう。民間企業における儲けとは性格が異なり、資本的収支の収支不足額を補てんする財源となる。なお、赤字の場合は純損失という。

資本的収支：2本建ての会計のうち、建設改良の投資に係る収入と支出をいう。

収支不足額：資本的収支における不足額をいう。会計の取決め上、必ず収支不足額が生ずることとなっている。

補てん財源：収支不足額を補てんする財源をいう。この財源元は、収益的収支の減価償却費や純利益、消費税に関する調整額等がある。

## 第15次いわき市水道事業経営審議会審議日程及び内容

開催年月日	開催場所	審議時間	主な審議内容
平成26年11月20日 (第1回)	水道局 第1会議室	15:30 ) 16:50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状交付</li> <li>・諮問</li> <li>・審議会設置の経緯</li> <li>・審議会の日程</li> </ul>
平成26年12月19日 (プレステイ・ミーティング)	水道局 第1会議室	13:30 ) 16:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前審議会答申内容</li> <li>・水道事業の概要</li> </ul>
平成27年1月29日 (第2回)	水道局 第1会議室	15:00 ) 17:05	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回の答申を踏まえた今後の進め方</li> <li>・現行の市水道事業経営プラン</li> <li>・水道料金のしくみ</li> </ul>
平成27年3月20日 (プレステイ・ミーティング)	現地	13:00 ) 17:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道施設視察</li> </ul>
平成27年3月24日 (第3回)	水道局 第1会議室	15:00 ) 17:10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道施設再構築計画</li> </ul>
平成27年5月28日 (第4回)	水道局 第1会議室	15:00 ) 17:10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道施設再構築計画(追加説明)</li> <li>・アセットマネジメントの取組</li> </ul>
平成27年7月23日 (第5回)	水道局 第1会議室	15:00 ) 16:50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道施設更新計画</li> <li>・水道施設耐震化計画</li> </ul>
平成27年10月1日 (第6回)	水道局 第1会議室	15:00 ) 16:50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会の今後の進め方</li> <li>・水安全計画</li> <li>・水道事業における官民連携(民間活用)</li> </ul>
平成27年11月19日 (第7回)	水道局 第1会議室	15:00 ) 17:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講演「水道事業における官民連携」</li> <li>・意見交換</li> </ul>
平成28年1月28日 (第8回)	水道局 第1会議室	13:30 ) 15:20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな経営プランの考え方</li> <li>・今後の企業債管理の考え方</li> </ul>
平成28年3月24日 (第9回)	水道局 第1会議室	15:00 ) 16:50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな経営プランの考え方(修正案)</li> <li>・水道料金のしくみ</li> </ul>
平成28年5月26日 (第10回)	水道局 第1会議室	15:00 ) 17:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道料金のしくみ(補足説明)</li> <li>・水道料金制度のあり方</li> </ul>
平成28年8月4日 (第11回)	水道局 第1会議室	15:00 ) 17:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道料金制度のあり方(補足説明)</li> <li>・収支見通しと現行料金の維持</li> <li>・審議会答申へ向けてのこれまでの意見の確認</li> </ul>
平成28年9月15日 (第12回)	水道局 第1会議室	15:00 ) 16:20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申案の審議</li> </ul>
平成28年10月21日 (答申)	秘書課 接室	11:15 ) 11:45	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申</li> </ul>

## 第15次いわき市水道事業経営審議会委員

委員の任期 平成26年11月20日～平成28年11月19日

(五十音順・敬称略)

役職	氏名	職業等
会長	初瀬 富士美	生涯学習コーディネーター
副会長	村田 裕之	公認会計士
委員	石山 伯夫	株式会社マルト 管理本部副本部長
〃	井上 広信	連合福島いわき地区連合会 副議長
〃	岩崎 槇子	いわき市消費者団体連絡協議会 会員 (木曜生活の会 副会長)
〃	佐藤 弓子	いわき商工会議所女性会 会長
〃	高橋 孝光	いわき地区商工会連絡協議会 副会長
〃	長谷川 純一郎	公益社団法人いわき青年会議所 常任理事
〃	古川 広子	いわき市地域婦人会連絡協議会 方部長
〃	松浦 晋也	小名浜製錬株式会社小名浜製錬所 副所長
〃	村田 和子	いわき明星大学 薬学部薬学科 教授
〃	矢作 すみ枝	塾講師
〃	山田 肇	公募
〃	吉田 恭子	公募

※ 大川 信行（前会長） 平成26年11月20日～平成28年1月29日（退任）

※ 「職業等」は答申日現在。